

二、事業主側

名 稱 中村グラニット商會

経営者 中村 喜 七

資本金 四万円

企業系統 ナシ

事業 人造石製造

傭労働者 男三十四名

三、労働者側

争議参加者 三十一名

労働組合関係 ナシ

四、発生ノ時 昭和五年十一月三日

五、発生ノ原因

本年十月初旬火取工場ニ於ケル争議ノ影響ヲ受ケ最近不況ノ為請負制度ニ依リ収入カ固定自給額ニ達セハルヲ概トシ嘆願

書ヲ提出スルニ至リシモ、

六、要求事項并交渉状況

十一月三日労働者側ハ鈴木某外二名ヲ代表トシ工場主ニ別記ノ如キ嘆願書ヲ提出シタルガ工場主ハ即時嘆願全部ヲ拒絶セ

七、労働者側

嘆願ヲ拒絶セララル、ヤ翌四日ヨリ罷業シ六郷町字八幡塚三六

。前田喜太郎方ニ集合対策ヲ講ジワ、アリ

八、事業主側

當分放任シテ推移ニ任スル意嚮ナリ

右及申(通)報候也